

募集要綱案等に対するご意見と回答

	該当箇所	ご意見	回答
1	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第9章 その他 2. 計量単位について(2)	1つの計量単位に複数の揚水発電機が集約されている場合、発電機ごとに複数エリアで電源 I' 契約を結ぶことは可能か。 (例) 発電機 A・B で 1 BG コードを取得し、1 計量単位となっている。 発電機 A : X エリア TSO と電源 I' 契約。 発電機 B : Y エリア TSO と電源 I' 契約。	ご意見にある情報のみでは判断いたしかねますので、別途、関連する一般送配電事業者も含め、協議確認のうえ、判断させていただきます。
2	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第2章 注意事項 1. (12)	応札後、落札案件確定までに辞退を申し出た場合と、落札後に参加辞退が必要になった場合、どちらも退出に伴うペナルティ等は発生しないでしょうか？	ペナルティは生じませんが、事前に十分にご検討のうえ、応札いただきますようお願いいたします。なお、応札者さまの故意や過失により当社に損害が生じた場合は、その賠償を請求させていただく可能性もございます。
3	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第5章 募集概要 1. (5) 入札単位	1,000kW 未満のポジワット需要家をアグリゲーションする場合においても、複数の発電機の集約計量(受電点での計量)を希望する場合については、1,000kW 以上の発電設備需要家同様に個別協議という理解でよろしいでしょうか？	入札内容を踏まえ、判断させていただきます。
4	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第5章 募集概要 1. (5) 入札単位	「提供期間を通じ、最低入札容量以上を供出できないことを確認できる資料を入札時に提出」とありますが、具体的にどういった資料を求められるのでしょうか？	工場の負荷変動等により、当該地点のみでは、提供期間を通じて最低入札量を供出することができないことを確認できる資料です。

	該当箇所	ご意見	回答
5	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 1. (4) 最低入札量	ポジアグリ、ネガポジアグリの場合においても、供給電圧は高圧以上の需要家に限られるという理解でしょうか？（低圧は参加対象外でしょうか？）	アグリゲーションに参加できるポジワットは、ネガポジアグリの場合も含め、高圧以上とさせていただきます。
6	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 3. (2) その他 イ 技術的信頼性	「過去、契約電力未達時割り戻料金の対象となったことがある応札者には、契約電力を供出できることを証明する追加の資料提出」を求めることがあると記載されているが、具体的にどのような資料を求められるのでしょうか？	例えば、契約電力未達となった要因およびこれに対する対応策等、契約電力の確実な供出を確認できる資料を提出していただきます。
7	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 3. (2) その他 □ 電気事業法に定める手続きの実施	「廠気象対応調整力の提供に必要となる電気事業法および関連法令に定める届出等の手続き」とは、アグリゲーターライセンス制度導入に伴う経産省の認証のことで認識しているが、提供開始時期までに手続きが完了した旨を示すエビデンス提出などが必要でしょうか？	提供期間の開始までに、必要な手続きが完了した旨を示していただくことを予定しております。
8	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 6 章 応札方法 1. (2) 入札書の添付書類	同一の送配電事業者へ複数の入札書を提出する場合、入札書に捺印した印章の印鑑証明は原本 1 部とそれ以外はコピーを使用可能でしょうか？	複数案件の入札書のうち、1 部のみ印鑑証明の原本を添付し、その他の入札書には印鑑証明のコピーを使用することは可能です。

	該当箇所	ご意見	回答
9	電源 I' 厳気象対応 調整力 募集要綱 第 7 章 評価および 落札案件決定の 方法 4.	越境入札について、昨年度は募集容量と、越境入札時に考慮される入札金額補正が定義されていましたが、本年度は EUE 評価により越境可否が判断されるため、募集容量と入札額補正の概念がなくなったという理解でよろしいでしょうか？	2022 年度電源 I' 調整力公募においては、隣接エリアとの間の連系線制約や隣接エリアからの案件の容量単価の補正はありません。 なお、当社では、これまでも容量単価の補正等は実施しておりません。
10	電源 I' 厳気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 4. 評価方法 (3) 従量料金 イ	kWh 単価の登録を需給調整市場システムより実施するという事ですが、電源 I' 調整力公募のみ参加する場合においても、需給調整市場システムのアカウントを取得し、登録のみ活用するという事でしょうか？	ご認識の通りです。 具体的な手続き方法等につきましては、契約協議の際にご案内する予定です。なお、アカウントの取得方法については、弊社ホームページ（調整力の公募）にて案内しております。
11	電源 I' 厳気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (3) 従量料金 ホ	TSO より上げ指令にもかかわらず、下げ応動となっていた場合の評価につきまして、以下の理解であっておりますでしょうか？ 【kW の考え方】 拠点単位で未達コマ数を評価。ある拠点で下げ応動が発生したとした場合、当該拠点の未達コマ数は 1 となるが、他の拠点への評価へは影響しない。 例：二つの需要家で構成する札があり、ある需要家は 1MW の上げ指令に対し、指令通り 1MW の上げ応動を行った。一方で、もう一つの需要家は 1MW の下げ応動となってしまった。その場合の札としての kW 評価は、 $(1MW + (-1MW)) = 0MW$ となるのか、 $(1MW + (0MW)) = 1MW$ となるのかを確認したい目的です 【kWh の考え方】 札単位で供出 kWh を合算評価。下げ応動が発生した場合はマイナス評価として合算され、札全体でトータルがマイナスとなった場合には、アグリゲーターから TSO への精算が発生する。	契約電力未達時割戻料金および kWh 料金の算定はいずれも、札単位・30 分コマ単位で行います。 なお、下げ応動となった場合、これに応じた調整電力量料金を TSO へお支払いいただきます。

	該当箇所	ご意見	回答
12	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (6) 目的外利用の 禁止	実効性テストとの重複について、実効性テスト対象の電源と調整力公募対象の契約電源等が重複する場合に、同日中に実効性テストと電源 I' 発動指令が起こった際は、重複しない契約電源等のみが電源 I' 発動対象となる と記載されていますが、この「契約電源等」とは、アグリゲートする「拠点単位」で整理されるという理解でよろしいでしょうか？（例えば、10 拠点の負荷設備を 1 札としてアグリゲートして公募に参加しているうち、4 拠点が実効性テスト対象の拠点であった場合、実効性テストと電源 I' 発動指令が同日発生した場合は、電源 I' は 6 拠点分の契約容量にて発動対応する という意味でよろしいでしょうか？）	当該箇所における契約電源等とは各拠点のことを指します。記載いただいた例においては、実効性テストの対象の 4 拠点を除く 6 拠点に対し、募集要綱第 8 章 (10) に記載の量を指令します。
13	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (6) 目的外利用の 禁止	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、当該発動期間中に未達時割戻が発生した場合の「基本料金」は、10 拠点分の契約容量に基づく基本料金ではなく、6 拠点分の契約容量に基づく基本料金にて、6 拠点分の未達コマ数が掛け算されて算定されるという事でしょうか？	基本料金は、10 拠点分の契約容量に基づく基本料金にて算定します。 なお、未達時割戻料金の算定においては、契約電力を「実効性テスト控除指令量」として算定します。
14	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (6) 目的外利用の 禁止	実効性テストとの重複について、上記解釈の場合、発動回数カウントはどのようになるのでしょうか？（上記の 4 拠点はこの 1 回については参加対象外ですが、札単位で見た場合には発動 1 回分としてカウントされるのでしょうか？）	実効性テストと重複する場合も、札単位でみて、発動回数 1 回分をカウントします。
15	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (6) 目的外利用の 禁止	実効性テスト発動時の kWh 精算は、容量市場のルールに基づいて実施されるという理解でよろしいでしょうか？ 実効性テスト対象拠点：市場投入（相対取引または時間前市場への入札）により kWh 報酬を確保。	ご認識のとおりです。

	該当箇所	ご意見	回答
16	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第9章 その他 4. アグリゲーションの組み合わせについて	ポジアグリまたは、同一拠点でネガとポジを合算でアグリゲートする場合について、1 拠点当たりの契約容量が 1,000kW 未満であれば、制限なくアグリゲートしてもいいという事でしょうか？	ご認識のとおりです。
17	電源 I' 廠気象対応 調整力 「逆潮流アグリゲーションおよび発電 バラシンググループの設定方法に 関する取り扱いについて」	調整力公募に参加する発電設備は、単独でバラシンググループ（調整電源バラシンググループ）を設定することが入札条件という事ですが、「調整電源バラシンググループ」として設定するという事であれば、当該 BG 設定期間中は実績電力量＝発電計画電力量として扱われるという事でよろしいでしょうか？	電源 I' 発動時のみ調整電源（実績電力量＝発電計画電力量）として扱います。
18	電源 I' 廠気象対応 調整力 「逆潮流アグリゲーションおよび発電 バラシンググループの設定方法に 関する取り扱いについて」	発電設備を入札する場合には、アグリゲーター自身が調整電源バラシンググループを設定し、年間通じて発電計画値の作成・提出が必要なのでしょうか？	必ずしもアグリゲーター自身に調整電源 BG の設定を求めるものではありません。 当該契約電源等の発電契約者に調整電源バラシンググループを設定していただくこととなります。

	該当箇所	ご意見	回答
19	電源 I' 厳気象対応 調整力 提出様式 様式 3	集約する需要家等の需要抑制により生じる供出電力の提供について、以下の該当する番号を選択してください。 a.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札なし） b.本要綱にもとづく一般送配電事業者への提供のみ（他の応札者からの応札なし） 【質問】 a.と b.で文面が同じため、区別がつかなくどちらを選択すれば良いでしょうか。	誤記のため、修正します。
20	電源 I' 厳気象対応 調整力 募集要綱 第 1 章 はじめに	（原案） 10年に1回程度の猛暑・厳寒時等需給ひっ迫時（当社以外の一般送配電事業者の供給区域における需給ひっ迫時も含みます。）に… （提案） 以下の事象発生時に… 1. 電力使用率??%以上 2. 台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。他管区では毎年発動もあり、10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	電源 I' の主な確保目的は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて整理されており、募集要綱の記載内容は、当該整理内容に沿ったものであると認識しております。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづき発動判断されることとなるため、それに関する説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を作成し、当社ホームページにて公表することといたしました。 ただし、具体的な運用方法（部分発動に関する詳細等）は「調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（広域機関）」にて継続検討中のため、確定次第、説明資料へその内容を反映することといたします。

	該当箇所	ご意見	回答
21	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 2 章 注意事項 1. (10)	(原 案) 複数の需要者または発電設備またはその両方をまとめて 1 入札単位とするときは、当該複数の需要家および発電者が完全 に一致するようにしていただきます。また、提供する電力（キロ ワット）の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則と して認められません。 (提案) また、供出電力（kW）の明確な区分が出来ることを前提 に、複数入札を認めることとできないか？	募集要綱案記載のとおり、負荷設備の場合、 供出される電力を明確に区分することは困難と 考えておりますので、例えば 10 地点確保され た場合、5 地点ずつに分割するなど、札を分け て応札いただく等の対応をお願いいたします。 なお、上記理由により、原則的には複数入札 は認めておりませんが、明確な区分が可能であ ることを提示いただき、当社としてもその内容 が妥当であると判断した場合は、お認めするこ とも考えられます。 また、発電設備については、「一般送配電事業 者が行う調整力の公募調達に係る考え方」にて ユニットを特定したうえで容量単位による応札 を受け付けるとされており、区分可能と考えて おります。
22	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 3 章 用語の定義 3. (11) 発電バラ ンシンググループ (発電 BG) 第 9 章 その他 3. 調整電源 BG の 設定について 「逆潮流アグリゲー ションおよび発電	(提案) 単独 BG 化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得ら れない（21 年度他管区で運用の際、該当地点を包括的な非調整 BG から切り離すことによるインバラリスクなどの理由から、小売 りからは拒否された）ことが確実に想定される。小売りから協力を 得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず 単独札として入札することとし、個別に貴 TSO と事前事後にわた る協議で、他案、例えば弊社が 21 年度他管区で実運用中である 方法：地点における供給力も含め全量を単独 BG 化する原案では なく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独 BG 化し、発動 時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方 法、などを許容していただきたい。	発電設備で参加いただく場合は、託送供給等 約款に定めるとおり、原則として単独で調整電 源 BG を設定していただく必要があります。 電源 I' において、単独 BG 化に関する小売電 気事業者等との協議が整わず応札が困難となる 場合には、募集期間中、早期に当社までご相談 ください。バランスンググループの設定方法に ついて個別に協議させていただきます。 なお、当社との協議が整わなかった場合 (※)、落札者とならない可能性があります。 ※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募 集期間×切間際の連絡となり協議時間が十 分に確保できない場合を含みます。

	該当箇所	ご意見	回答
	<p>balancingグループの設定方法に関する取り扱いについて」</p>	<p>仮に原案を必須とすると、本日時点貴 TSO エリアのみで少なくとも 20MW 程度（うち 10MW 程度は 21 年度上記弊社案にて実運用中）の需要家の参加が不可能となる。</p> <p>また、第 16 回 ERAB 検討会で弊社も本件、意見陳述させていただき、早稲田林先生等からも下記賛同は得られており、「資料 3 の逆潮流アグリ制度設計について、これまで参加してきた需要家が参加できなくなることや、制度設計に貢献してきた企業がメリットを享受できなくなるようなことがないよう、関係者の意見を収集し、制度設計に反映すべきである。また、機器点計量は、今後の電力システムがあらゆるリソースを活用した総力戦となることを踏まえると、重要である。具体的には、今後は大規模な調整力だけでなく、小さな調整力を機器点計量等で活用していく必要がある。そのためには、消費者を含めて、日本全体で対応していく必要がある。」是非とも本件の対応をお願いしたい。</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/pdf/016_gijiyoshi.pdf</p> <p>さらに、小売りは属地の旧一般電気事業者が大多数を占めており、単独 BG 化の依頼を断ることで、実質、属地旧一小売りがポジワット需要家を囲い込むこととなる。（専業アグリゲーターのみならず他エリアの旧一般電気事業者が越境しポジワットリソースを獲得することも阻害される）結果として、需要家の選択肢は旧一般電気事業者の需給調整契約のみとなり健全な競争原理が働かなくなる。調整力公募において単独 BG 化を強いることは事実上旧一般電気事業者が自エリアのポジワットリソースを囲い込むことを意味しているため、先日某エリアで報道されたカルテルと同様の事態を招く恐れがあることを強く懸念。需要家が得られるべき利益を損なうばかりでなく、調整力の適切な調達に反する措置とも捉えることができってしまう。このような観点からも、至急見直されるべきである。</p>	<p>なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第 11 回 ERAB 検討会での整理に基づき、単独 BG 化が必須となります。</p> <p>【参考：第 11 回 ERAB 検討会】</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</p>

	該当箇所	ご意見	回答
23	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 3. (1) 運用要件	<p>(原案) 3. 電源 I' 廠気象対応調整力が満たすべき運用要件等は原則として次のとおりといたします。(1) 運用要件 リ 電源 I' 廠気象対応調整発動可能回数 当社からの指令および要請は、1 日 1 回を基本とします。なお、別途協議のうえ 1 日に複数回発動を行なう場合があります。また、当社からの指令および要請は、連日の発動となる場合があります。</p> <p>(提案)入札時点で同日中の複数回発動、連日の発動に対応可能である応札事業に非価格要素評価点をつけていただけないか？また発動理由も明示していただけないか？</p> <p>【理由】 同日中の複数回発動および連日の発動に対応できる DR は限られているため。 より多くの需要家の賛同を得るためには、理由の開示が必要となるため。</p>	<p>電源 I' の 1 日に複数回発動する場合は、別途協議のうえ協力ベースで対応いただくこととしております。また、連日の発動は要件として定めています。</p> <p>このため、非価格要素評価点に加算いたしません。</p> <p>なお、電源 I' は、2022 年度以降、広域予備率にもとづき発動判断されることとなり、これに係る説明資料（広域予備率に基づく電源 I' 発動について）を当社ホームページにて公表することといたしましたので、ご確認ください。</p>
24	電源 I' 廠気象対応調整力 募集要綱 第 7 章 評価および落札案件決定の方法 4. (2) 非価格要素評価点	<p>(原案) (2) 非価格要素評価点 次の非価格要素について評価を行ない、非価格要素評価点を算定いたします。 加点項目 1 + 1 点：指令から調整までの時間（1 時間未満） ただし、加点項目 1 は、当社が属地 TSO とならない場合、連系線の設定変更等が必要となり、結果として指令から調整までが 1 時間未満とならないことから加点評価いたしません。</p> <p>(提案)当社が属地 TSO とならない場合でも、非価格要素評価点の対象とするようご検討いただきたい。</p> <p>【理由】 広域調達が活発とならず、将来の容量市場における発動指令電源との整合性も低くなってしまうので。</p>	<p>指令から供出まで短時間で調整できる案件の調達の観点から加点するものですが、域外調達の場合、連系線の設定変更等のため、個別の電源等に関係なく、「指令から調整までが 1 時間未満」を満たせないことから、加点評価の対象としておりません。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
25	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (3) 従量料金 ホ	<p>(原案) (3) 従量料金 ホ 当社からの上げ指令にも関わらず 30 分ごとの計量の結果が下げ調整となった場合は、当該 30 分について、下げ調整電力量に当該時間帯の属地 TSO のインバランス料金単価を乗じて算定される料金により属地 TSO と契約者間で精算を行います。</p> <p>(提案) 不足インバラは需要家所属 BG の小売りに請求とする。</p> <p>【理由】 電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？ さらに現状、アグリが TSO から不足インバラが請求される一方、小売りはその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。こちらは改善が必須。</p>	<p>調整力契約にもとづく指令に伴う調整電力量の精算であり、調整力契約者であるアグリゲーターに対し請求することとなります。</p> <p>事前に、契約電源等に係る小売電気事業者と上げ指令時に下げ調整となった場合の精算についても、協議をお願いいたします。</p>
26	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (10) ペナルティ イ	<p>(原案) (10) ペナルティ イ 契約電力未達時割戻料金 算定式に関して</p> <p>(提案) 容量市場と整合性を取るべく係数を 1.5 から 1.1 としていただけないか？</p>	<p>確保容量の考え方等含め、容量市場と同じ仕組みではないため、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案通りとさせていただきます。</p>
27	電源 I' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 8 章 契約条件 (10) ペナルティ ハ	<p>(原案) ロ 停止割戻料金 (10) ペナルティハ 契約電力未達時割戻料金と停止割戻料金の合計額は、容量価格以下といたします。</p> <p>(提案) 停止割戻申請をし割戻料金を控除されているにもかかわらず（発動対応できないことは明確）、発動時に未達ペナルティを取る前提と取れるが、こちら 2 重取りではないのか？ 停止割戻料金を払うなら、未達ペナルティを徴収しないか、停止割戻申請自体を削除としていただきたい。</p>	<p>募集要綱（案）において停止割戻料金は、契約電力未達割戻料金を適用した日を含めないものとしており、ペナルティの二重取りにはなることはございません。</p> <p>なお、万一の設備故障等の際にはすみやかにご連絡をいただくとともに、必要に応じて代替設備を提供していただきます。以上の前提に加え、電源 I' の場合、提供事業者さまよりご連絡</p>

	該当箇所	ご意見	回答
			<p>の無い限り停止を把握できない可能性もあるなか、発動の有無に関わらず発生する停止ペナルティが存在すると、経済的には停止の連絡を行う方が不利な仕組みとなり（契約電力未達時割戻料金の変更に伴い一部供出の場合も含め停止の連絡が契約電力未達時割戻料金の算定に影響しないこととなります。）、連絡を躊躇うことに繋がるおそれもありますので、停止ペナルティは廃止させていただきます。</p>
28	<p>電源 I ' 廠気象対応 調整力 契約書 全般</p>	<p>【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申合書等の書面を複数の契約書を分けずの一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため</p>	<p>ご意見を踏まえ、さらなる一元化・簡素化に努めて参ります。（契約時に具体的に協議させていただきますと幸いです。）</p>
29	<p>電源 I ' 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 5 章 募集概要 3. (1) 運用要件 二 第 8 章 契約条件 (8) 停止計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たとえ数時間でも停止計画があるユニットは評価以前に落選となるのか。 ・仮に入札時点で停止計画の調整ができない場合、入札書に代替電源を供出することを明記することを前提に入札を認めてもらえるか。 	<p>提供時間において、契約電力を供出できることを要件としており、これを満たせなくなる停止計画があるユニットは認められません。</p> <p>また、代替電源による供出を前提とした入札は、電源等を特定した入札とならない点や公平性の観点から、認められません。</p> <p>なお、具体案件がございましたら事前にご確認ください。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
30	<p>電源 I ʼ 廠気象対応 調整力 募集要綱 第 2 章 注意事項 1. (15)</p>	<p>資本関係や人的関係がある会社は、同じ TSO に対して応札窓口を一本化する旨、記載がございます。ご質問ですが、応札窓口と約定後の契約や運用、精算が別会社となる方法は認められますでしょうか？</p> <p>例 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 社と B 社は親会社と同じ。 ・ A 社はエリア①に、B 社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・ 応札窓口は A 社に一本化。 <p>→エリア②への応札は A 社、落札後、契約や運用、精算は B 社が行う方法は認められますでしょうか？</p> <p>例 2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 社と B 社は親会社と同じ。 ・ A 社はエリア①に、B 社はエリア②に電源を保有。(①と②は隣接) ・ エリア②に A 社の札と B 社の札を別々に応札し両方とも約定。 <p>→エリア②の TSO は、A 社と B 社、別々に契約を結び、別々に運用・精算を行うことは可能でしょうか？</p> <p>質問の背景：</p> <p>隣接するエリアは全て応札が可能となりました。資本関係を有する各地の会社が隣接するエリア全てに応札する場合、応札エリアにリソースを有していないにも関わらず、日本全国で 1 社が担います。その 1 社は膨大な実務を担当することになり、支障をきたす場合がございます。</p>	<p>資本関係等がある会社は、同一 TSO への応札に対し、一本化していただきますが、落札決定以降については、資本関係等がある会社も含め、第三者へ譲渡することは可能です。</p> <p>例 1 について、</p> <p>エリア②への応札を A 社に一本化し、落札決定後、B 社へ譲渡するものと理解しましたが、この場合、対応可能です。</p> <p>例 2 について、</p> <p>エリア②への応札を資本関係のある A 社、B 社が個々に応札することとなるため、この場合は認められません。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
31	<p>電源 I' 厳気象対応調整力</p> <p>「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」</p>	<p>制度設計専門会合等において、逆潮流電源をアグリゲートして応札することが認められました。現在の需給状況を鑑みると、厳気象時には活用可能な発電設備は徹底活用すべきである事は明白です。以下の制約は、工場等の発電設備の活用について明らかな障壁となっている事から解決方法について提案致します。</p> <p>電源 I' に参加する電源は「調整電源」として一年間を通じて単独 BG で運用することが求められます。単独 BG 化によりインバラを他の電源と組み合わせて吸収出来なくなるため、参入の障壁となっています。解決方法として、2 点提案致しますのでご検討頂ければ幸いです。</p> <p>提案：</p> <p>①発動時のみ単独 BG で運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電契約者が一つの電源で調整 BG と非調整 BG を運用し、発動時には託送優先順位を変更するなどして調整 BG で増出力を受け止める。マイナスの実績が出た場合、下げ調整力と不足インバラを切り分けられない課題があるが、不足インバラと整理すれば対応が可能と考えている。(発電契約者は発動が無ければ不足インバラとなるため影響が小さい。) <p>②非調整電源として運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非調整 BG であっても個別の発電計画値は明らかのため、実績と計画値の差を算定することは可能。 	<p>発電設備で参加いただく場合は、託送供給等約款に定めるとおり、原則として単独で調整電源 BG を設定していただく必要があります。</p> <p>電源 I' において、単独 BG 化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。</p> <p>なお、当社との協議が整わなかった場合(※)、落札者とならない可能性があります。</p> <p>※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間×切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。</p> <p>なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第 11 回 ERAB 検討会での整理に基づき、単独 BG 化が必須となります。</p> <p>【参考：第 11 回 ERAB 検討会】</p> <p>https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html</p>
32	<p>電源 I' 厳気象対応調整力</p> <p>「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に</p>	<p>アグリゲート可能な逆潮流電源の上限容量 1,000kW を撤廃して頂くご検討をお願い出来れば幸いです。また、1,000kW で制限する理由を明らかにして頂きたいです。</p>	<p>『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』(令和 3 年 4 月 15 日付経済産業省制定)および ERAB 検討会での整理にもとづき、調整力提供期間を通じて最低入札容量(1,000kW)を供出できない発電設備等の要件に該当する発電設備に関し、アグリゲーションによる参加を可能といたしました。</p>

	該当箇所	ご意見	回答
	関する取り扱いについて」		
33	電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第5章 募集概要 1.(2) 電源Ⅰ' 廠気象対応調整力提供期間および提供時間	工場の夏季休暇が重なる時期（2022年度は8/8～12）を発動対象、およびDRのH4of5の計算対象から外すご検討をお願い出来れば幸いです。この措置により、DRで電源Ⅰ'に参加可能な工場が増える事が期待できます。この期間はエリアの需要が下がる為、リスクに対するメリットが大きいと考えます。	ご指摘頂いた時期の電力需要は、7～9月平日（調整力提供期間）ピーク並みとなる場合もありうることから、これまで通り発動対象日とさせていただきます。 また、ベースラインの設定方法については、ERABガイドラインにもとづき、契約協議において個別協議させていただきます。
34	電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第5章 募集概要 3.(1) 運用要件	電源Ⅰ' 発動時は、同時にTSOよりメール連絡を頂き、発動理由の情報提供を頂きたい。発動時は、確認のため、また需要家のご要望にこたえる為にもTSOへ電話連絡を行っています。メールによる一斉通知により、TSO・アグリゲーター双方の業務効率化に繋がると考えました。	電源Ⅰ'は需給ひっ迫時に発動するものであるため、一般的に運用者の余裕がない状態であり、発動理由をTSOから情報提供する契約上の取り決めもないことから、情報提供は致しかねますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
35	電源Ⅰ' 廠気象対応調整力 募集要綱 第5章 募集概要 3.(1) 運用要件	電源Ⅰ'には石油火力が相当量参加しています。石油火力はコールドスタートでは3時間で起動できないため、前もって中給より連絡を受けて待機状態していると想定しています（提供期間の6カ月間、ずっとホットで待機していない）。DRにはそういった情報提供はなく不公平感があります。DRアグリゲーターにも発動を予告する連絡を頂くことは可能でしょうか。それが難しければDRの即応性をご評価頂き加点などご検討頂けませんでしょうか。	電源Ⅱ契約と併存する場合、電源Ⅱ契約にもとづき起動指令を行う場合があります。 電源Ⅱ契約がない場合は、前もって起動指令を行うことはありません。

以上